

●調書記載フローチャート●

対象の被扶養者は、次のいずれかですか。

- ・配偶者（内縁関係でもよい）
- ・子、孫及び弟妹
- ・父母、祖父母、曾祖父母

はい

いいえ

対象の被扶養者は、次のいずれかですか。

- ・三親等内の親族（兄姉、おじ・おば、おい・めいとその配偶者など）
- ・内縁の配偶者の父母及び子（当該配偶者の死亡後引き続き同居する場合を含む）
※ 同居が条件の方になります。

はい

被保険者と同居していますか。

※被保険者が単身赴任の場合は同居とみなしてください。

はい

いいえ

被保険者と同居していますか。

※被保険者が単身赴任の場合は同居とみなしてください。

はい

いいえ

年間収入（注1）が130万円未満（60歳以上または障害年金の支給要件に該当する障害者の場合は180万円）で、その額が被保険者の年収の1/2未満ですか。

はい

いいえ

年間収入（注1）が130万円未満（60歳以上または障害年金の支給要件に該当する障害者の場合は180万円）で、その額が被保険者からの援助額より少ないですか。

はい

いいえ

所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族（注2）ですか。

はい

いいえ

調書の

- ①「税法上の扶養家族で」欄の「有」に○を
- ②「職業・学校・学年」欄に該当事項を
- ③「年金受給者で」欄の該当区分に○を
- ④「年間収入」欄に金額を
- ⑤「同居別居の区別」欄の該当区分に○を

記入してください。

添付書類については、参考資料「添付書類一覧表」を参照のうえ添付してください。同居が条件の方は世帯全員が記載された住民票のコピーが必要となります。（続柄が記載されたもの）

なお、収入にかかる添付書類は省略することができます。
(注3)

◆被扶養者から削除することになります。

調書の

- ① 該当者氏名を赤字の二重線で抹消し、
- ②「備考」欄に理由（就職・結婚・離婚・死亡・失業給付受給・1/2超・援助額少等）と事実発生年月日を記入してください。事実発生年月日が不明の場合は調書を記入した年月日を記入してください。

また、被保険者証を添付してください。

※紛失している場合は、「健康保険被保険者証紛失届」を添付してください。

調書の

- ①「税法上の扶養家族で」欄の「無」に○を
- ②「職業・学校・学年」欄に該当事項を
- ③「年金受給者で」欄の該当区分に○を
- ④「年間収入」欄に金額を
- ⑤「同居別居の区別」欄の該当区分に○を

記入してください。

添付書類については、参考資料「添付書類一覧表」を参照のうえ添付してください。同居が条件の方は世帯全員が記載された住民票のコピーが必要となります。（続柄が記載されたもの）

◆被保険者と同居していることが必要な方となりますので、 被扶養者から削除することになります。

調書の

- ① 該当者氏名を赤字の二重線で抹消し、
- ②「備考」欄に理由（別居）と事実発生年月日を記入してください。事実発生年月日が不明の場合は調書を記入した年月日を記入してください。

また、被保険者証を添付してください。

※紛失している場合は、「健康保険被保険者証紛失届」を添付してください。

注1：年間収入とは、扶養に認定された日以降の年間の見込収入額のことをいいます。（給与所得等の収入がある場合の認定限度額は、月額108,333円以下、雇用保険等の受給者の場合は、日額3,611円以下となります。）
また、被扶養者の年間収入には、雇用保険の失業給付、公的年金、健康保険の傷病手当金や出産手当金も含まれます。

注2：所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族とは、合計所得金額が38万円以下の方となります。給与所得だけの場合は、収入金額が103万円以下、公的年金等にかかる雑所得だけの場合は、収入金額が158万円以下（65歳未満の方は108万円以下）となります。

注3：事業主が所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族と確認し証明する場合は、収入にかかる添付書類は省略できます。
なお、障害年金、遺族年金、傷病手当金、出産手当金、失業給付等の非課税対象となる収入がある場合は、別途、「受取金額のわかる通知書等のコピー」が必要となります。
また、被保険者と「別居」の際の「仕送り明細」については省略はできません。